

被災者向けの住まいについて

お住まいの被災状況にあわせて、ご相談ください。

住家が全壊した方、半壊以上で住宅として再利用できず解体を行う方など

公的賃貸住宅への一時入居

県営住宅、国家公務員宿舎

相談・申込は県営住宅管理センター 096-213-2711



県内の市町村営住宅、 全国の公営住宅、UR賃貸住宅

各自治体の窓口にご相談ください
URは福岡営業センター092-722-1102



熊本県住宅課 096-333-2550

応急仮設住宅への入居（市町村の窓口にご相談ください）

建設型応急住宅

プレハブや木造等で建設される応急仮設住宅です



賃貸型応急住宅（みなし仮設）

民間の賃貸住宅を借り上げて提供される応急仮設住宅です



住家を修理してお住まいを続けたい方

住宅の応急修理（市町村の窓口にご相談ください）

被害の拡大を防ぐための緊急の修理 （ブルーシート展張等）



被災した住宅の応急修理



熊本県健康福祉政策課すまい対策チーム 096-333-2185~2186